

日頃、ご愛顧頂いておりますお客様へ 緊急のご案内

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様に対し、経済産業省より「資金繰り」「設備投資・販路開拓」「経営環境の整備」の側面で、本年2月中旬以降、各種支援策が講じられています。

このような大きな外部環境の変化が生じた際には、経済産業省、中小企業庁、各地方自治体の支援制度に目を配り、**早め早めの対応が企業の存続を左右致します。**当法人では、**現況把握から始まり、各支援制度への対応可否、計画書及び申請書作成支援、金融機関交渉までシームレスなご支援を提供**させて頂いております。

支援対策**1. 資金繰り支援**

①セーフティネット保証4号・5号

セーフティネット保証とは？

突発的災害(自然災害等)の発生に起因して経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証(最大2.8億円)とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度。

●セーフティネット保証4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。
(売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合)

●セーフティネット保証5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。
(売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合)

②セーフティネット貸付の要件緩和

セーフティネット貸付とは？

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】	運転資金、設備資金
【融資限度額】	中小事業 7.2億円、国民事業 4,800万円
【金利】	基準金利: 中小事業 1.11%、国民事業 1.91%

※令和2年2月3日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

「新型コロナウイルス感染症」の影響を踏まえた特例措置

2月14日(金)より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象になっております。

支援対策2. 設備投資・販路開拓支援

①ものづくり・商業・サービス補助

新製品・サービス開発や
生産プロセス改善等のための設備投資等を支援。

【対象】 中小企業・小規模事業者

【補助上限】 原則1,000万円

【補助率】 中小1/2 小規模2/3

【想定される活用例】

- ・部品の調達が困難となり、自社で部品の内製化を図るために設備投資を行う
- ・感染症の影響を受けている取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増強する
- ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

※加点には、サプライチェーンの毀損等の影響を受けている客観的事実を証明するための書類の提出が必要

業種	中小企業 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模事業者
	資本金の額または 出資の総額	常時勤務する 従業員の数	常時勤務する 従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②~④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
③小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

②持続化補助

持続化補助 小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援。

【対象】 小規模事業者

【補助額】 ~50万円

【補助率】 2/3

【想定される活用例】

- ・小売店が、インバウンド需要の減少を踏まえ、店舗販売の縮小を補うべくインターネット販売を強化する等、ビジネスモデル転換を図る

- ・旅館が、自動受付機を導入し、省人化する

- ・中国の自社工場が操業停止し、国内に拠点を移転する

※加点には、感染症の影響によって売上減少等を証明するための書類の提出が必要

③IT導入補助

IT導入補助 事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援。

【対象】 中小企業・小規模事業者等

【補助額】 30~450万円

【補助率】 1/2

- ・在宅勤務制度を新たに導入するため、業務効率化ツールと共にテレワークツールを導入する

※加点には、事業継続力強化に資するコミュニケーションツールの導入が必要

支援対策3. 経営環境の整備

雇用調整助成金の特例措置

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

助成内容

【助成率】 大企業1/2、中小企業2/3

【支給限度日数】 1年間で100日(3年間で150日)

【特例の対象となる事業者】 日本・中国間の人々の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国(人)関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合(10%)以上である事業主

↓↓↓ 詳しい内容のお問い合わせはこちらまで ↓↓↓

